

令和2年度 建設工事等の入札制度改正について

1. 市発注工事での技能士の配置について

公共工事の品質確保、建設業従事者の技能育成、それに取り組む企業への支援を目的として、下記対象工事において「技能士資格者（職業能力開発促進法第50条に規定する国家資格）」の配置を求める。

① 対象工事

管工事、塗装工事、防水工事の一部（管・塗装工事は予定価格3千万円以上）

② 発注方法

特記仕様書に記載（1級資格者・下請業者も可）

③ 配置

適用する工事作業中、自ら作業をするとともに他の作業者に対して作業を指導

④ ペナルティ

配置出来なかった場合、工事成績評価で減点。悪質な場合は指名停止等の措置。

【参考】技能士の種類

管工事 …配管技能士（建築配管）、冷凍空気調和機器施工技能士

塗装工事…塗装技能士（建築塗装）

防水工事…防水技能士（ウレタンゴム系塗膜防水、FRP 防水など9種類）